

中央卸売市場における工事請負契約に係る
公募型見積合わせ(事後審査型)実施要綱

制 定 平成 21 年 7 月 30 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、中央卸売市場が発注する工事請負契約に係る公募型見積合わせ(事後審査型)(以下「見積合わせ」という。)の実施に関し、大阪市契約規則(昭和 39 年規則第 18 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 見積合わせを行う適用範囲は、予定価格が 100 万円を超えない当局専決契約案件とする。なお、特名随意契約及び緊急の必要性を有する契約等においては、対象外とする。

(発注する契約の公表)

第 3 条 見積合わせを実施するときは、中央卸売市場のホームページ及び中央卸売市場総務担当での掲示により、見積合わせに必要な事項を公表するものとする。

(設計図書等の入手方法)

第 4 条 設計図書(図面、設計書、仕様書及び関係書類をいう。以下同じ。)及び事業請負申込書(以下「申込書」という。)の入手方法は、公告文において定める方法によるものとする。

(参加資格)

第 5 条 見積合わせに参加しようとする者は、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 申込書の提出期限までに、当該年度の本市の入札参加有資格者名簿に当該契約にかかる種目で登録があり、契約管財局に入札参加希望種目の申請をしていること。
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (4) 申込書提出日までに当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可、認可等が必要な場合において、当該許可、認可等を受けていること。
- (5) 当該契約の履行において必要とされる技術者等の配置を行うことができる者であること。
- (6) 参加企業規模や地域要件を設定した場合において、その要件を満たす者であること。
- (7) その他、中央卸売市場長が特に必要と認めた要件を満たす者であること。

(見積合わせ手続き及び設計図書等に対する質問及び回答)

第 6 条 見積合わせ手続き及び設計図書等に質問があり回答を求める場合は、申込書提出期限までに行うものとする。

- (1) 見積合わせの手続きに関する質問は中央卸売市場総務担当に行うものとする。
- (2) 設計図書に関する質問は FAX 又はメールで発注担当に行うものとする。

2 質問に関する回答は、当該質問者に FAX 又はメールにおいて回答するものとする。

(参加の申込み等)

第7条 見積合わせの参加の申し込みは、指定の期間中に契約担当への提出することをもってかえるものとする。

(2) 前項の申込書は、見積金額等必要な事項が全て記入されたものを有効なものとして取り扱うこととする。

(3) 一旦、提出された申込書の訂正、再提出及び撤回は認めない。

(4) 金額欄には¥マークを頭に付け、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記入するものとする。なお、契約金額は落札金額×1.05とするが、1.05を乗じた時点で整数以下の端数が出る場合は切り捨てるものとする。

(5) その他申込書の提出に関し必要な事項は、公告文に定めるものとする。

(契約相手方の候補者の決定)

第8条 契約の相手方の候補者の決定は、申込期間終了後直ちに当該申込書の提出場所において行うものとし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込書の提出をしたもの(以下「契約の相手方の候補者」という。)を決定し、次順位以降の審査順位を確定した上で、契約の相手方の決定を保留する。

(2) 契約の相手方の候補者となるべき同価格の申込書の提出をしたものが2者以上あった場合は、くじによって順位を定め、契約の相手方の候補者を決定する。

(3) 最低見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格の申込書の提出者と価格交渉のうえ、契約の相手方の候補者を決定するものとする。

(審査順位等の発表)

第9条 契約の相手方の候補者を決定した場合には、候補者並びに第3位までの見積合わせ参加者に通知する。

(見積合わせ参加資格審査資料等の提出)

第10条 第8条の規定により契約の相手方を保留したときは、契約の相手方の候補者に対し、公告文に掲げる見積合わせ参加資格審査に要する資料(以下「資格審査資料」という。)を求めるものとする。

(2) 前項における資格審査資料の提出期限は、契約相手方の候補者を決定した日の翌日の勤務時間(職員の勤務時間等に関する規則第2条第2項に定める勤務時間)内とする。ただし、契約の相手方の候補者を決定した日の翌日が本市における執務の休日に当たるときは、その翌日(休日が連続するときは、休日最終日の翌日)とする。なお、別に提出日を指定した場合はこの限りではない。

(3) 契約の相手方の候補者が前項の規定に基づく期限内に資格審査資料を提出しないとき、又は見積合わせ参加資格審査のために本市職員が行う指示に従わないときは、当該契約の相手方の候補者のした申込書の提出は、見積合わせ参加資格を有しない者のした申込書の提出と

みなし、無効とする。

(見積合わせ参加資格の確認)

第 11 条 公告文等に示した見積合わせ参加資格要件に基づき、申込書及び資格審査資料により契約の相手方の候補者を審査するものとする。

(2) 審査の結果、契約の相手方の候補者が見積もり合わせ参加資格を有している場合は、次順位以降の審査を行わないものとする。

(3) 審査の結果、契約の相手方の候補者が見積合わせ参加資格を有していない場合は、その者のした申込書の提出を無効とし、その旨を当該契約の相手方の候補者に対して通知する。

(4) 前項の場合は、契約の相手方の候補者を決定した審査順位における次順位者を契約の相手方の候補者として審査を行い、以降、契約の相手方の候補者が見積合わせ参加資格を有していると確認できるまで同様の手続きにより審査を行うものとする。

なお、次順位者が同額で 2 者以上あるときは、くじで候補者を決定する。

(5) 第 1 項から第 4 項に定める審査に要する日数については、公告文に定めるものとする。

(申込書の提出の無効)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する申込書の提出は、これを無効とする。

(1) 規則第 28 条第 1 項を準用し各号の一に該当する申込書の提出

(2) 中央卸売市場所定の事業請負申込書を用いないでした申込書の提出

(3) 同一見積合わせについて、他の見積参加者の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人として見積したときはその全部の申込書の提出

(4) 審査の結果、見積参加資格を有しないとされた者がした申込書の提出

(5) 前各号のほか、申込書提出後相手方の決定までに参加者が公告文等に掲げるいずれかの見積合わせ参加資格要件を満たさなくなったときは、公告文に別に定めがある場合を除き、見積合わせ参加資格を有しないものとみなし、無効とする。

(契約の相手方の決定等)

第 13 条 第 11 条において、契約の相手方の候補者が見積合わせ参加資格を有していることを確認した場合は、確認した日をもって契約の相手方を決定するものとし、契約の相手方に対して通知する。

(見積合わせの不成立)

第 14 条 第 8 条第 3 項により価格交渉を行い、交渉が成立しないときは、当該見積合わせは成立しない。

(再度の見積合わせ)

第 15 条 見積合わせの結果、契約の相手方が決定しない場合及び不成立になった場合は、指名見積合わせを実施し、契約相手方を決定する。

(見積合わせの取下げ)

第16条 契約の相手方の候補者が決定するまでは、見積合わせの案件を取り下げることができない。

(契約の締結)

第17条 契約の相手方は、指定する期限までに工事請負契約書を記名・押印の上、提出するものとし、中央卸売市場長が当該契約書に記名・押印することで契約の締結とする。

(契約の解除等)

第18条 契約の相手方の決定後、契約締結までに、決定者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

2 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(見積合わせ及び契約結果の公表)

第19条 見積合わせにより契約の相手方を決定し、契約したときは、第2項及び第3項に定める事項を公表するものとする。

2 中央卸売市場ホームページでの掲示事項

- (1) 案件名称
- (2) 契約の相手方
- (3) 契約金額(税込)
- (4) 契約日

3 中央卸売市場総務担当窓口での閲覧事項

- (1) 案件名称
- (2) 工事施行場所
- (3) 予定価格(税抜)
- (4) 見積合わせ日時
- (5) 見積者及び見積金額(税抜)
- (6) 契約相手方
- (7) 決定金額(税抜)
- (8) 契約日
- (9) 契約金額(税込)

(その他)

第20条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、公告文により定めることができるものとする。

付則

この要綱は、平成21年8月17日から実施する。